

**令和 7 年度里親制度広報ポスター等用デザインの企画・制作に関する
業者選定に係るプロポーザル実施要領**

1 委託業務について

- (1) 件名
里親制度広報ポスター等用デザインの企画・制作業務
- (2) 業務内容
仕様書（別紙 1）のとおり
- (3) 納期
契約締結日から令和 7 年 8 月 31 日まで
- (4) 契約金額の上限
200,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第 4 条第 2 項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第 22 条第 2 項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知日までに、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく、競争入札参加停止の処分を受けていないこと。

3 応募書類の提出

- (1) 提出資料及び提出部数

提出資料	補足説明	部数
① ポスター等デザイン案	仕様書（別紙 1）に基づき作成したデザイン（キャッチコピー・ドアガラスステッカーは二次元コードをレイアウトに入れたもの）を、1 案につき以下の 3 点実物サイズで提出すること。 ・ B2（縦） ・ B3（横） ・ ドアガラスステッカー（H165 × W200） 1 者が複数案提出することも可とする。 全てのデザイン案の裏面に、会社名と通し番号（複数案がある場合）を明記すること。 ただし、提案者が類推できる表現は入れないこと。	各 1 部
② 見積書（任意様式、要押印）	本委託業務に要する全ての経費を積算すること。	1 部
③ 会社概要が分かる書類（パンフレット等）		1 部

- (2) 提出期限

令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時まで（郵送又は持参により必着）

- (3) 提出先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（担当：田中、岡田）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所北庁舎 5 階

TEL：075-222-3939 FAX：075-251-1133

(4) 留意事項

- ア 提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- ウ 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- エ 提出資料は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- オ 提出資料は返却しない。
- カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

4 受託候補者の選定等について

(1) 受託候補者の選定・通知

- ア 本委託業務に関するデザイン等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、総合評価の最も高い提案者を受託者とする。なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。
- イ 選定基準は別紙2のとおり。
- ウ 選定結果については、全ての応募事業者に対して文書で通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

(2) 契約締結

- 受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。
- なお、協議が不調に終わった場合は、次点者を受託候補者とする。

(3) 留意事項

- ア 契約期間終了後においても、本契約に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託者は協力することとする。
- イ 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に京都市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、京都市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。
- ウ 受託者が本委託業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。

5 企画・制作について

- (1) 提出されたポスター等デザイン案を基に、京都市と十分調整のうえ、企画・制作を行うこと。
- (2) 京都市は、制作に必要な資料（里親制度に関する情報等）を受託者に提供すること。
- (3) 受託者は、京都市の確認を受けた後、デザインを完成させること。
- (4) 制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者が行うこと。
- (5) 受託者は京都市に対し、本件成果物が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 本委託業務を通じて発生する成果物等の第三者への提供や内容の転載については、京都市の承諾を必要とする。
- (7) 受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。

- (8) 今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。
- (9) 里親制度の広報を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとする。
- (10) 受託者は本仕様書に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、京都市と協議のうえ実施すること。

6 スケジュール

日 時	内 容
令和7年7月29日（火）午後5時まで	応募書類の提出締切
令和7年8月上旬	受託候補者決定、委託契約締結
令和7年8月31日	原稿データの納品
令和7年10月以降	ポスター等の掲出